

# ビジネス・アカウントカード発行申込書

※ビジネス・アカウントカードのお申し込みは、本会員の方、または新規に本会員のお申し込みをいただく方に限ります。また、コーポレートカード、ビジネスカード、家族カードはビジネス・アカウントカードの発行はできません。  
※本申込書では、JALダイナース ビジネス・アカウントカードはお申し込みできません。

Sales Agent									

三井住友トラストクラブ株式会社 御中

私は、本申込書裏面に記載の「カード申し込み時の同意事項」、その他関連する特約規定等について承諾するとともに、「ダイナースクラブカード/TRUST CLUBカード会員規約」および「ダイナースクラブカード/TRUST CLUBカード会員規約」に付帯する「ETCカード特約」、「三井住友トラストクラブリワードプログラム利用規定」、「グローバルマイル리지規定」、「ビジネス・アカウントカード特約」、「本人認証サービス利用規約」が契約の内容となることについて、あらかじめ承諾のうえ、ビジネス・アカウントカードの発行を申し込みます。

SOU										SC Type			
1	H	N	4	A	D	B	A	A	Y	1	A	1	1
2	H	N	4	A	D	B	A	A	Y	2			

申込日	西暦 20 年 月 日
-----	-------------

お申込者	カード番号	_____ - _____									
	フリガナ	_____									
	氏名 (自署・楷書)	[姓]	_____								[名]

**暗証番号**

以下の番号をご指定いただけません。必ず4桁の数字をご記入ください。

- 4桁の同じ数字
- 生年月日
- 電話番号など

※これらの番号を指定された場合、当社で変更させていただく場合があります。

の中に  印をご記入ください。

カード種類	<input checked="" type="checkbox"/> ビジネス・アカウントカード	年間手数料:11,000円(税込) ※一部金額が異なるカードがあります
追加カード	<input checked="" type="checkbox"/> ビジネス・アカウントカードに付帯するETCカード 801	カード発行手数料:無料

ビジネス・アカウントカード明細書の送付先	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務先
----------------------	--	---

※ダイナースクラブカードのご利用代金明細をオンライン明細で設定されている場合は、自動的にオンライン明細が設定されます。紙の明細書発行をご希望の場合はビジネス・アカウントカード発行後にコールセンターへご連絡ください。なお、紙の明細書が設定されている場合は左記送付先を設定しますが、ご指定がない場合や両方ご指定いただいた場合はダイナースクラブカードと同一の送付先を設定します。  
※紙の明細書発行にかかる所定の手数料(1通あたり220円/税込)をご負担いただきます。  
※ビジネス・アカウントカードは明細書の送付先にかかわらずご自宅にお送りします。

フリガナ	_____											
勤務先名	_____											
	●最大20文字の登録となります。											
所在地	フリガナ	〒□□□□-□□□□										
所属部課名	_____										勤務先電話番号	( ) _____ - _____
	●最大10文字の登録となります。											

※記載された情報(勤務先名・勤務先住所・電話番号など)を最新の情報として登録します。当社が発行するすべてのカード(コーポレートカードを除く)の情報が変更されますので、あらかじめご了承ください。

## ビジネス・アカウントカード別口座設定依頼申込書

の中に  印をご記入ください。 ※本会員カードと別口座を設定されたい方のみご記入ください。

支払口座のご設定	<input checked="" type="checkbox"/> 個人名義の別口座を設定する	→ 預金口座振替依頼書(別紙)をご記入ください ※お申し込みご本人の個人名義の口座に限り。
	<input checked="" type="checkbox"/> 法人名義の別口座を設定する	→ 支払預金口座確認届(下記)および預金口座振替依頼書(別紙)をご記入ください ※上記勤務先の法人名義の口座に限り。 ※法人名義支払口座指定の場合は、必ず預金口座振替依頼書(別紙)の口座名義に会社名、役職、口座名義人名をご記入ください。

法人名義支払口座からのお支払いを指定される方へ

法人名義の支払口座などからのお支払いをご希望の場合には、法人内での承認(例:株式会社の場合には取締役会の承認、有限会社の場合には社員総会の承認など)は必要ですので、貴社内で承認手続き終了後に法人代表者名のご記入・ご捺印をお願いします。

支払預金口座確認届		※法人名義の預金口座を指定される方は、必ずご記入ください。	
三井住友トラストクラブ株式会社 御中 当社は、上記申込人のビジネス・アカウントカード利用代金の支払責任を確認し、当社法人名義の支払口座から、口座振替などの方法により貴社に支払いたします。当法人内部において以上承認されたことを、ここに届け出ます。			
同意日	西暦 20 年 月 日		
代表者名	フリガナ	_____	

印

(法人代表印)

※支払い預金口座確認届の代表者名は法人口座の代表者名と同一のものをご記入ください。  
※法人名義の場合は「法人名」だけでなく「代表者の肩書き」「代表者名」を金融機関にご登録されている通り省略せず正確にご記入ください。  
(注意) 必ずしも通帳に表示されているとは限りませんので、詳しくは金融機関にお問い合わせください。  
※法人名義でゆうちょ銀行の場合は、「法人名」のみご記入ください。「代表者の肩書き」「代表者名」は不要です。

M	C

預金口座振替依頼書

自動払込利用申込書 (収・加)

※ネット銀行などで、印鑑やサインの登録が不要の口座の場合は、下記の口座をお選びください。  
 私(共)が口座振替を依頼する口座は、印鑑やサインの登録の必要のない口座です。  
 収納企業 三井住友トラストクラブ株式会社(ダイナースクラブ)

年 (Year) 月 (Month) 日 (Date)

ゆうちょ銀行以外の金融機関 Bank other than Japan post bank	(Bank)		(Branch)		(本店)
	銀行		信金		支店 御中
預金口座 Bank Account		預金種類 Account type		口座番号 Account Number (右ゾメでご記入ください)	
		<input type="checkbox"/> 1. 普通・総合 (Yen Saving) <input type="checkbox"/> 2. 当座 (Yen Checking)			
ゆうちょ銀行 Japan PostBank	契約種別コード	記号	番号 (右ゾメでご記入ください)		
	3 0		※		
フリガナ					
口座名義 Account Holder's Name					

当社使用欄 (TRUST CLUB Use)					
不備返却事由	1. 印鑑相違		5. 名義人相違		
	2. 印鑑不鮮明		6. 預金取引なし		
金融機関コード	3. 預金種目相違		7. 支店名相違		
	4. 口座番号相違		9. その他 ( )		
支店コード		検印	印鑑照合	受付印	
お届け印またはサイン Seal or Signature					
払込先口座番号	00180-1-100029	払込日		10日	
払込先加入者名	三井住友トラストクラブ株式会社		(休業日の場合は翌営業日)		
<不備返送先> 〒104-6035 東京都中央区晴海1丁目8番10号 トリトンスクエアX棟 三井住友トラストクラブ株式会社 口座振替係					
25MK-0681-202601 KGRF02E					

三井住友トラストクラブ株式会社から請求された金額を私名義の上記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

預金口座振替規定 (ゆうちょ銀行除く)

- 貴行(金庫、組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引き落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払い戻し請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替指定日(当日が金融機関の休日の場合は翌営業日)において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもまた貴行(金庫・組合)任意の金額を振替指定日以降任意の日に引き落としのうえ、支払資金の一部または全部に充当されてもさしつかえありません。
- この契約を解除するときには、私から貴行(金庫、組合)に書面により届け出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり請求書の送付がない等相当の理由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行(金庫、組合)はこの契約を終了したものと取扱ってさしつかえありません。
- この預金振替口座についてかりに紛議が生じて、貴行(金庫、組合)の責めによる場合を除き、貴行(金庫、組合)には迷惑をかけません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

自動払込利用申込書の注意事項 (ゆうちょ銀行)

- 自動払込利用申込書用紙の規格等は、次のとおりであること。  
 大きさ: 日本工業規格A4(拡大・縮小印刷していないこと)  
 紙色: 表裏とも白色(印字が黒色であること)  
 紙質: 一般的なコピー用紙と同等のもの(感熱紙およびロール紙は不可)
- 預貯金の氏名(フリガナを含む)、住所(記入欄がある場合に限る)および通常貯金通帳の記号番号は、必ず筆書(パソコン等による印字は不可)により行い、通常預金の利用時にお届けの印章により押印すること。
- 自動払込利用申込書用紙の記載内容を改ざんしないことまたはされていないこと。

## カード申し込み時の同意事項

私は、本申し込みに際して、以下に記載の三井住友トラストクラブ株式会社(以下「貴社」という)『個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項』の内容を理解し、貴社が私の個人情報を収集・利用・提供することに同意します。また、私は「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関するご確認事項」の内容を理解し、反社会的勢力ではないこと、同項に記載の事項に該当しないことを表明・確約します。なお、私が申し込むカードが貴社と他企業・団体との提携により発行されるカード(以下「提携カード」という)で、当該提携カードに個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項に係る特約がある場合、その内容を理解し承諾の上でカードを申し込みます。

## 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関するご確認事項

入会申込者は、以下の内容について表明保証し、且つこれに承諾します。

- 1.入会申込者は、現在および過去において次の各号のいずれにも該当しないこと(過去に該当した場合も含む。)を表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1)暴力団
  - (2)暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - (3)暴力団準構成員
  - (4)暴力団関係企業
  - (5)総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - (6)前各号に掲げる者(以下「暴力団員等」という)の共犯者。
  - (7)日本政府または外国政府等が経済制裁の対象として指定する者。
  - (8)その他前各号に準ずると当社が認めた者。
- 2.前項(1)に定める「暴力団員等」の共犯者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
  - (1)暴力団等の資金獲得活動に乗り、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者。
  - (2)暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者。

- (3)不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有する者。
  - (4)暴力団員等であることを知って資金等を提供し、または便宜を供与する等の関係を有する者。
  - (5)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者。
- 3.入会申込者は自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
    - (1)暴力的な要求行為。
    - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為。
    - (3)カード取引(カード利用、代金支払、付帯サービス等含め)に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
    - (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
    - (5)その他前各号に準ずる行為。
  - 4.入会申込者が、次の各号のいずれかに該当した、もしくは該当するおそれがあると当社が認めた場合には、当社は入会申込を拒絶できるものとします。
    - (1)第1項各号のいずれかに該当した場合。
    - (2)前項各号のいずれかに該当する行為をした場合。
    - (3)第1項または第3項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。

## 個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項

(本同意条項および重要事項は、ダイナースクラブカード/ TRUST CLUBカード会員規約(以下「本規約」という)の一部を構成します。)

### 第1条(個人情報の収集、保有、利用、提供)

1.会員および入会申込者(以下総称して「会員」という)は、当社が与信判断、与信後の管理、付帯サービス提供および口座振替等の事務処理等のため、次の各号に定める会員等の情報(以下「個人情報」という)を必要な保護措置を講じたうえで収集、保有、利用、提供することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカード利用代金の支払等の案内(支払遅延時の請求を含む)をすることおよび連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。

- (1)会員等が入会申込時に届け出た氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、勤務先、勤務先電話番号、職業、取引目的、運転免許証等の記号番号、資産、収入、負債、住居状況等の事項、在留資格に関する情報、会員等が提出する書類等により届け出た事項、本規約に基づき会員等が当社に届け出た事項および電話等により問い合わせし当社が知り得た事項。
  - (2)入会申込日、契約日、利用可能枠等、当社と会員等との間の契約に関する事項。
  - (3)会員の利用に関する申込日、契約日、加盟店名、商品名、契約額、支払回数、11)その他の識別情報等、会員のカードの利用状況、支払状況、与信管理に関する情報(クレジットカード利用可能加盟店等から当社が適法に取得する情報を含む)。
  - (4)当社が第2条に定める個人情報機関から提供を受けた会員等のクレジット利用履歴および支払履歴。
  - (5)会員等が当社に提出した犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」という)および当社が定める本人確認業務に基づく本人確認書類およびそれら書類の記載事項。
  - (6)当社が、会員等または公的機関から、適法または適正な方法により収集した公的機関が発行する書類の記載事項。
  - (7)当社または支払口座のある金融機関等での取引時確認状況。
  - (8)前各号に掲げる事項のほか、当社ウェブサイト利用による情報、インターネット、官報、職員録等不特定多数の者に対して公開されている情報、その他当社が適正な手段で取得した情報(個人情報を含む)。
- 2.会員等は、当社が前項(1)(2)(3)の個人情報を必要な保護措置を講じたうえで、次の各号に定める目的のために、個人情報を利用することに同意します。なお、具体的な事業内容については、当社のホームページ等から実施しています。
- (1)クレジット関連事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス。
  - (2)クレジット関連事業における市場調査、商品開発。
  - (3)クレジット関連事業における宣伝物・印刷物の送付、テレマーケティング等の営業活動。
  - (4)クレジット加盟店等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付。
- 3.会員等は、次の各号に定める当社提携会社(以下「共同利用会社」という)が、別に定める個人情報を必要な保護措置を講じたうえで、所定の利用目的のために利用することに同意します。

- (1)三井住友トラストグループ株式会社ならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社(金融商品取引法等、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に基づく取扱いとします)。
  - (2)当社が提携カードを発行する提携会社  
各共同利用会社の名称、住所、法人代表者氏名、ならびに共同利用される個人情報、および利用目的については、次の当社ホームページ「個人情報の共同利用について」に記載のとおりとします。  
ダイナースクラブカード [https://www.diners.co.jp/ja/privacy\\_law.html](https://www.diners.co.jp/ja/privacy_law.html)  
TRUST CLUBカード [https://www.sumitclub.jp/ja/privacy\\_law.html](https://www.sumitclub.jp/ja/privacy_law.html)
- 4.会員等(家族会員を除きます。以下、本項において同じ)が当社の実施する会員紹介制度において入会した場合、会員等は、当社が紹介者である会員に対して紹介プレゼント等を送付する目的のために、会員等の人会した事実を提供することに同意するものとします。
- 5.会員等は、会員資格を喪失する等、退会した後においても、当社が適当と認める期間、本同意条項および本重要事項が適用されることに同意します。
- 6.会員等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意するものとします。

### 第2条(信用情報機関が保有する信用情報の利用、および信用情報機関への信用情報の提供)

- 1.会員等(家族会員を除きます。以下、本条において同じ)は、当社が本規約に係る取引上の判断を行うに際して、会員等の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、運転免許証等本人確認書類の記号番号等、住所、等)を、当社が加盟する信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該信用情報機関に加盟する事業者(以下「加盟事業者」という)に当該情報を提供することを業とする者)を、以下総称して「当該機関」という)および当該機関と提携する信用情報機関(以下「提携機関」という)に提供し、会員等に関する信用情報(本条第6項に定める情報)をいいます。以下、本条において「同じ」を当該機関に照会すること、および「照会」は当該機関に会員等および会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は当該信用情報の提供を受け、会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用することに同意します。
- 2.同じ等は、当社が会員等に係る本規約に基づく下表に定める信用情報を、当該機関に提供し、これらの信用情報が当該機関において下表に定める期間保有される。本条第4項、第5項および第6項に記載のとおり利用することに同意します。

当社が提供する信用情報	登録期間
本規約の申し込みに係る事実(本人を特定するための情報および申し込みの事実)	当社が当該機関に照会した日から6ヶ月間
本規約に係る事実(本人を特定するための情報および本規約に係る客観的な取引事実)	契約期間中および契約終了後5年以内
上記、本規約に係る事実(本人を特定するための情報)が含まれる場合	契約期間中および契約終了後5年間

- 3.前項に定める「当社が提供する信用情報」は次のとおりです。  
会員等の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、運転免許証等本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等)申込・契約内容に係る情報(契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数、

等)支払い等に係る情報(請求額、入金額、利用残高、制裁残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等)

- 4.会員等は、当該機関が、当該機関および提携機関の加盟事業者による会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、信用情報を次のとおり利用することに同意します。
  - (1)信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理
  - (2)信用情報の分析等の処理およびそれらに基づく数値等の情報の算出
- 5.会員等は、当該機関が、当該機関および提携機関の加盟事業者による会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、信用情報を加盟事業者へ提供すること、および本条第6項(1)に定める信用情報を、提携機関を通じてその加盟事業者へ提供することに同意します。
- 6.会員等は、当該機関が、当該機関および提携機関の加盟事業者による会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、次の信用情報を保有することに同意します。
  - (1)本条第2項により、当社を含め、当該機関の加盟事業者から提供を受けた情報
  - (2)当該機関が収集した(1)以外の情報
  - (3)当該機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報
- 7.当該機関の名称、問い合わせ電話番号は以下のとおりです。また、当社が新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合には、別途、書面(電磁的記録を含みます。)により通知同意を得るものとします。

- 株式会社シーアイシー  
【制販賦完法・貸金業法に基づく指定信用情報機関】  
お問い合わせ先:0570-6666-414  
ホームページアドレス:<https://www.cic.co.jp/>  
※シーアイシーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的および利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。
- 8.提携信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は、以下のとおりです。
    - (1)全川銀行個人信用情報センター(KSC)  
お問い合わせ先:03-3214-5020  
ホームページアドレス:<https://www.zcnginkyo.or.jp/pcic/>  
※全川銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
    - (2)株式会社日本信用情報機構(JIC)【貸金業法に基づく指定信用情報機関】  
お問い合わせ先:0570-4055-955  
ホームページアドレス:<https://www.jicc.co.jp/>  
※日本信用情報機構の加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

### 第3条(個人情報の開示・訂正・削除)

- 1.会員等は、当社、共同利用会社、当該機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。ただし、当社および共同利用会社に対する開示請求手続きについては、次の当社ホームページ「保有個人データの開示請求手続きについて」の定めに従うものとし、当該機関に対する開示請求手続きについては、前条第7項記載の個人信用情報機関に行うものとします。  
ダイナースクラブカード [https://www.diners.co.jp/ja/privacy\\_law.html](https://www.diners.co.jp/ja/privacy_law.html)  
TRUST CLUBカード [https://www.sumitclub.jp/ja/privacy\\_law.html](https://www.sumitclub.jp/ja/privacy_law.html)
- 2.万一年登録内容が事実でないことが判明した場合には、当社および共同利用会社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

### 第4条(個人情報の取り扱いに関する不同意の場合および利用・提供中止の申し出)

- 1.当社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または、本同意条項および本重要事項に定める個人情報の取り扱いについて全部もしくは一部を承諾できない場合、入会を断ることや、退会の手続きを取ることがあります。ただし、第1条第2項および第3項に同意しない場合でも、これを理由に入会を断ることや、退会の手続きを取ることとはなりません。
- 2.会員が第1条第2項および第3項に関する個人情報の利用に関して中止を申し出た場合、当社は、カードまたはご利用代金明細書等の送付等を除き業務運営上支障のない範囲で、これを中止するものとします。なお、会員は、中止の申し出を末尾記載のお客様相談室発行のものとします。

### 第5条(契約不成立時または契約終了した場合における個人情報の利用・提供)

当社と会員等との間の契約が不成立になった場合であっても、当社は、会員等が当社へ入会の申し込みをした事実を、第1条および第2条第2項に基づき、契約不成立の理由の如何を問わず利用・提供しますが、それ以外には利用・提供しないものとします。また、契約が終了した場合であっても、その終了の理由の如何を問わず、個人情報と同様に利用・提供します。

### 第6条(条項の変更)

本同意条項および本重要事項は、法令等の定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

- 当社および共同利用会社への開示請求、個人情報の利用に関する中止の申し出先  
(お客様相談室)  
〒104-6035 東京都中央区晴海1-8-10HJソクエアX棟  
電話番号 03-6852-0935  
※お手元にカード番号と暗証番号をご用意ください。